

広島県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年広島県告示第二百五十号で認可した広島圏都市計画下水道事業大竹公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業大竹公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十六年二月十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十二年広島県告示第二百五十号の事業地に、大竹市小方ヶ丘を加え、同事業地のうち、大竹市小方二丁目及び大竹市晴海二丁目において事業地を変更する。